平成２７年（フ）第１１１号
千葉県我孫子市寿２丁目９番15号
債務者　野津　淳子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３６号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番　19棟４号
債務者　矢部　　正
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４０号
千葉県松戸市河原塚423番地の４　グレート八柱１Ａ棟103号
債務者　小林　英之
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７６号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番６―604号
債務者　田名瀬純子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４４号
兵庫県西宮市大谷町７番16号、前住所兵庫県伊丹市中央４丁目６番24号　ＦｏｒｅｓｔＣｏｒｔＩｔａｍｉ404号
債務者　田中　昌樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番36号　佐田文化
債務者　東尾康之介
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４号
山口県光市虹ケ浜３丁目１番20―606号
債務者　廣兼　美華（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第３５号
山口県光市和田町11番12号
債務者　佐川由香里（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４２号
山口県下松市駅南２丁目２番19号
債務者　大場　久敏
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１４２号
北九州市小倉南区下曽根２丁目９番72―103号
債務者　山本　理紗（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６８号
北九州市若松区大字頓田228番地１　203号
債務者　森田　峰代
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４３号
神戸市兵庫区浜中町１丁目11番４号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利124番地の１　プランドール加古川102号
債務者　濱田　圭介
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６号
神戸市中央区生田町２丁目６番13号　シャトーハイツ２Ｆ
債務者　東田　　崇
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４８号
神戸市中央区大日通７丁目２番27号ベルズコート春日野道401号
債務者　田中　雅人
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９０号
神戸市須磨区横尾１―12―17―407号、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４番６―302号
債務者　服部真由美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９５号
神戸市垂水区下畑町字内入田771番地の３の３　シャトーシモハタ５―102号
債務者　中本　　寛
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部